

愛顔感動ものがたり魅力発信及び広報業務 企画提案プロポーザル実施要領

この要領は、「愛顔感動ものがたり魅力発信及び広報業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

愛顔感動ものがたり魅力発信及び広報業務

2 業務内容等

- (1) 業務の内容：別添仕様書のとおり
- (2) 契約期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託料限度額：5,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募の資格

- (1) 県内に事務所等を有する事業者・団体（法人格の有無は問わないが、任意の団体にあつては、原則として1年以上継続して活動し、規約及び役員名簿が整備されていること。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 企画提案について

(1) 参加申し込み

参加希望者は、次により「企画提案参加申込書」（様式第1号）を提出すること。

○提出期限：令和7年3月31日（月）午後5時（必着）

○提出方法：FAX又はメール

※送付後、到達を確認するため、下記【提出先】まで電話すること。

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）と併せて「質問書」（様式第2号）を提出すること。

なお、回答は、個別具体の提案内容を除き、参加申込者全員に対し行う。

(3) 企画提案の提出

①企画提案書の規格・構成等

- ・原則A4判で作成すること。
- ・「企画提案書の提出書及び申告書」（様式第3号）を提出すること。
- ・企画提案書の構成は任意とするが、別添の仕様書を踏まえた提案内容とするとともに、数値目標（作品応募数、Instagramフォロワー数）を設定し、記載すること。

②提出部数

8部（正本1部、副本7部）

③提出期限及び提出先

○提出期限：令和7年4月14日（月）午後5時（必着）

○提出方法：持参（土・日、祝日を除く）または郵送

5 選考

提案のあった企画について、選考会を設置し、下記審査基準に基づき書面審査を行う。

(1) 審査基準

項目	審査のポイント	配点
実施体制、遂行能力等	<ul style="list-style-type: none">・業務を円滑に実施できる体制となっているか。・全体スケジュールが具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。・本業務と類似の業務の受注実績、内容は十分か。	10点
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・事業趣旨を理解した提案となっているか。	15点
	【公式ホームページ】 <ul style="list-style-type: none">・適切な管理・保守体制となっているか。・ホームページを活用した具体的な情報発信等について示されているか。	15点
	【首都圏PRイベント】 <ul style="list-style-type: none">・来場者に感動を与えられる内容となっているか。・イベント後のアーカイブ配信など、来場者のみならずより多くの人に事業及び愛媛県の魅力が伝わる内容となっているか。・実施方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	20点
	<ul style="list-style-type: none">・事業の魅力を県内外に発信するための新たなアイデアや効果的な手法等が盛り込まれているか。	20点
数値目標	<ul style="list-style-type: none">・適切な数値目標が設定されているか。	10点
費用計上	<ul style="list-style-type: none">・内容に対して妥当な費用計上がなされているか。・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10点
合計		100点

(2) 審査結果

応募者全員に審査結果を文書で通知する。ただし、順位や採点結果等の審査内容については公表しない。

(3) その他選考に係る留意事項

①次に該当する場合は企画提案書の提出を無効とする。

・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合

・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合

②提出後の企画提案書については、原則として記載内容の変更はできない。

③提出された企画提案書は返却しない。

④企画提案書の作成及び提出、面談等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

⑤企画提案参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は下記まで連絡すること。

- ⑥提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

6 契約

- (1) 選定された委託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、仕様書を作成する。したがって、協議の過程で提案内容を一部変更する場合がある。
なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 協議のうえ決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。(契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。)
- (3) 契約締結後であっても、協議のうえ事業内容や実施方法を変更、または事業を中止する場合がある。

7 スケジュール

- | | |
|----------|-----------------|
| 3月31日(月) | 参加申込書及び質問書の提出期限 |
| 4月3日(木) | 質問への回答 |
| 4月14日(月) | 企画提案書の提出期限 |
| 4月下旬 | 委託業者の決定 |

【問い合わせ先・提出先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化振興課 文化振興グループ

電話 089-947-5480 FAX 089-913-2617

E-mail bunkashinko@pref.ehime.lg.jp